

皇紀元年
2月11日
(紀元前660年)

三月辛酉朔丁卯、下令曰

「自我東征、於茲六年矣、

賴以皇天之威、凶徒就戮、

雖邊土未清余妖尚梗、而中洲之地無復風塵、

誠宜恢廓皇都、規摹大壯、

而今運屬屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、

夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、

且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元元、

上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、

然後、兼六合以開都、**掩八紘而為宇**、不亦可乎、

觀夫畝傍山、東南樞原地者、蓋國之壤區乎、可治之、」



建国の詔

われひむかしを
ここにむとせに
すめらきあめの
あたうつために
ほとりのくには
のこるわざわひ
うちつくには
まごころこめて
ひらきひろめる

自我東征
於茲六年矣
頼以皇天之威
凶徒就戮
雖辺土未清
余妖尚梗
而中洲之地無復風塵
誠宜恢廓皇都
規摹大壯

いまはこびたる
たみのこころは
あなをすとして
ひじりののりを
つねにことわり
いみじきたみに
ひじりのわざに

而今運屬屯蒙
民心朴素
巢棲穴住習俗惟常
夫大人立制
義必隨時
苟有利民
何妨聖造

やまやはやしを
みややむろやを
たからのくらひ
おほきもとひを

且當披拂山林
經營宮室
而恭臨宝位
以鎮元元

かみはすなはち
さずけたまひし
しもにやしなふ
ただしきこころ
しかるのちには
みやこひらきて
おほひていへと
またよからずや
うねひのやまの
かしはらのちは
このちにおひて

上則答乾靈
授国之徳
下則弘皇孫
養正之心
然後兼六合
以開都掩八紘
而為宇
不亦可乎觀夫
畝傍山東南
檜原地者蓋国之壤区乎
可治之

名徳→徳→徳

元々本々